# 舟橋村子育て支援モデル事業推進に係る ICT活用推進事業

審査講評

平成 30 年 10 月 9 日

舟橋村子育て支援モデル事業推進に係る ICT活用推進事業者選定委員会

## 第1. はじめに

舟橋村(以下「村」という。)が平成30年8月8日に公募を行った「舟橋村子育て支援モデル事業推進に係るICT活用推進事業」(以下「本事業」という。)について、本事業の優先交渉権者を選定しましたので、以下に審査にあたっての審査講評を公表します。

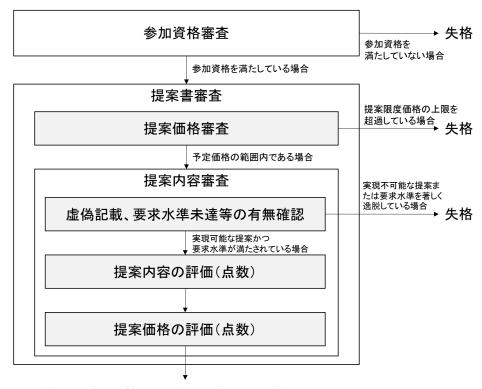
本事業は、村が掲げる「子育て共助のまちづくり」における各種取組の推進のため、平成28年度から 平成29年度にかけて、「子育て支援アプリ」(スマホアプリ)を活用した舟橋村の子育てコミュニティ 形成に係る社会実験を踏まえ、村への子育て世代転入と出生率向上及び県内企業の仕事創出を目的に取 組みを行うものです。

公募にあたっては、2者よりご提案いただきました。提案準備等にご尽力いただきましたすべての事業者及びグループの皆さまに対し敬意を表します。

## 第2. 提案の審査方法

## 1. 審査の流れ

本事業における優先交渉権者決定までの審査は以下のとおりの手順にて行いました。



提案内容及び提案価格の点数合計を算出し、 優先交渉権者を決定

#### (1)参加資格審査

参加資格審査は、募集要項に示す提案者が備えるべき参加資格要件を満たしているか審査し、参加資格要件を満たしていない提案者は失格とします。

#### (2)提案価格審査

提案者が提案書に記載した提案価格が、村の設定する提案限度価格の上限内であることを審査します。 提案価格が上限を超える場合は失格とします。

#### (3) 虚偽記載、要求水準未達等の有無の確認

提案内容において、実現不可能な提案または要求水準を著しく逸脱した提案については失格とします。

#### (4)提案内容審査の評価(技術点)

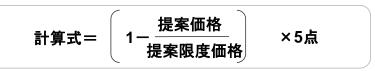
村に設置される審査委員会において、「基本方針」、「事業実施体制」、「事業スケジュール」、「業 務内容に係る提案」の各評価事項について、評価を行いました。

提案内容の評価は、評点は絶対評価とし、審査項目ごとに以下の評価基準において、審査委員会にて 提案内容の審査を行い、評点を行いました。

評価点	水準	
A	極めて優れた工夫・提案が示されている	
В	優れた工夫・提案が示されている	
С	一般的な水準の提案となっている	
D	効果的といえない提案となっている	
I.	要求水準未達とはいえないものの、効果的ではなく、工	
E	夫やアイデアが不足している提案となっている	

#### (5)提案内容審査の評価(価格点)

価格点の評価にあたっては、各提案者の提案価格の予定価格からの乖離幅を定量的に比較するため、 以下の計算式を用いて評価を行いました。



## 2. 審査委員会の設置

審査委員会を構成する審査委員は以下のとおりです。

役職等	氏纟	名
富山県立大学 工学部 電気・情報工学科 准教授	岩本	健嗣
国立大学法人富山大学 学長補佐	◎秦	正徳
舟橋村 副村長	古越	邦男

(五十音順、敬称略、◎は委員長)

## 3. 選定・評価基準、配点

提案審査にあたっての選定・評価基準及び配点は次表のとおりです。

評価項目		評価の視点	配点
基本方針		<ul><li>「子育て共助のまちづくり」において、村が掲げるコンセプトを理解しているか</li><li>要求水準書に定められた目的や業務内容を踏まえ、実現性、具体性のあるKPIが定められ、当該KPIを達成するための具体的な取組み、工夫が提案されているか</li></ul>	1 5
業務実施体制		<ul><li>業務を遂行するために必要な体制が構築されているか</li><li>類似実績は豊富であるか</li></ul>	5
事業スケ	ジュール	・ 無理のない業務実施計画、工程が計画されているか	5
	アプリケーションの基本 機能等に係る考え方	<ul><li>ターゲットとするユーザに訴求する基本機能、デザイン、 コンテンツが提案されているか</li><li>ユーザニーズを踏まえた基本機能、デザイン、コンテンツ が提案されているか</li></ul>	2 0
	アプリケーションの普及 促進に係る考え方	<ul><li>ターゲットとするユーザにアピールするための普及促進方 策が提案されているか</li></ul>	5
	地域リーダー発掘・育成 に係る考え方	・ アプリケーションを活用した地域リーダー発掘・育成について、実現可能性、妥当性のある提案となっているか	1 5
	「子育て共助のまちづく り」の各種取組の推進	<ul><li>・「子育て共助のまちづくり」に係る多様な主体の活動を支援するための具体的な提案がなされているか</li><li>・収集したデータの分析方法について提案がなされているか</li></ul>	1 5
	運用・保守管理	・ 十分な運用・保守管理体制が構築されているか ・ 運用・保守段階におけるユーザニーズの取込についての工 夫がなされているか ・ 平成32年度以降のアプリケーションの維持管理費用の低 廉化について具体的かつ実現可能な提案がなされているか	1 0
日本加地	その他提案	・その他、有益な提案があれば加点する	5
見積価格		・ 見積価格について定量的に評価する	5
		合計	1 0 0

# 第3. 提案結果

#### 1. 提案者数

平成30年9月7日の提案書締切りまでの間に2者からの提案がありました。

#### 2. 参加資格審査

提案を行った2者はいずれも、参加資格要件を満たしていることを確認いたしました。

#### 3. 提案書審査

### (1)提案価格審査

2者の提案価格はいずれも、村の設定する提案限度価格の上限内であることを確認いたしました。

#### (2)提案書審査

#### ①虚偽記載・要求水準書未達等の有無の確認

2者の提案内容を確認し、提案内容について実現不可能な提案または要求水準を著しく逸脱した提案 が含まれないことを確認いたしました。

## ② 提案内容の評価(技術点)

2者から提出された提案書の内容に加え、各提案者によるプレゼンテーション及び審査委員による質 疑応答の内容を踏まえ、審査委員会にて技術点に係る審査を行いました。審査の結果、各評価項目に おける技術点評価に係る各提案者の評価点は以下のとおりとなりました。

	評価項目(配点)	提案者1	提案者 2
基本方針(15点)		15	6
業務実施体制(5点)		5	3
事業スケジュール (5点)		4	4
	アプリケーションの基本機能等に係る考え方(20点)	16	16
業務内容に係る提案	アプリケーションの普及促進に係る考え方(5点)	5	3
	地域リーダー発掘・育成に係る考え方(15点)	15	9
	「子育て共助のまちづくり」の各種取組の推進(15点)	12	9
	運用保守管理(10点)	8	6
	その他提案(5点)	5	3
合計 (95点)		85	59

評価項目ごとの審査委員会における主な講評の内容は以下の通りです。

評価項目		審査講評	
基本方針		・提案者 1 については、現場の意見を吸い上げ、アプリケーション制作に	
		フィードバックするという考え方をとっており、非常に高く評価された。	
		・提案者 2 については、全体としてアプリケーション構築のみの提案で、	
		村の考える地域リーダー発掘という基本方針が理解されていない提案と	
		なっている点が懸念された。また、現場の事情をアプリケーションに反	
		映させるプロセスが希薄である点も懸念された。	
業務	実施体制	・提案者1については、現場のニーズに柔軟に対応できる「アジャイル型」	
		による開発体制がとられている点が非常に高く評価された。また、他地	
		域にてすでにローンチ済みのサービスが提案されており、実行力のある	
		提案となっている点についても評価された。	
事業スケジュール		・提案者 1、提案者 2 いずれも、工夫が示されており、提案内容の実現性に	
		ついては、懸念はなかった。	
業	アプリケーション	・提案者 1、提案者 2 いずれも、基本的な機能を有しており、利用者に配慮	
業務内容に係る提案	の基本機能等に係	した細かな工夫が提案されていた。	
容に	る考え方		
係工	アプリケーション	・ 提案者 1 については、アプリケーション普及のため、月一回以上のサー	
提	の普及促進に係る	ビス説明会や情報発信、ポスティング等をするなど、普及促進に向けた	
条	考え方	多面的な工夫が提案されており、非常に高く評価された。	
		・提案者2については、比較的一般的な提案に留まっていた。	
	地域リーダー発	・提案者 1 については、地域リーダー発掘・育成に向け、すでに他地域に	
	掘・育成に係る考	おいて導入済みのシステムを導入するなど、実現性の高い提案となって	
	え方	おり、非常に高く評価された。	
		・提案者2については、比較的一般的な提案に留まっていた。	
	「子育て共助のま	・提案者 1 については、コミュニティリーダーの育成・活用を軸とした提	
	ちづくり」の各種	案がなされており、高く評価された。	
	取組の推進	・提案者2については、比較的一般的な提案に留まっていた。	
	運用・保守管理	・提案者 1 については、ニーズを随時反映させる「アジャイル型」の開発	
		方式をとっており、高く評価された。	
		・提案者2については、比較的一般的な提案に留まっていた。	
	その他	・提案者 1 については、非常に意欲的な提案となっており、全体として高	
		く評価できるとされた。	
		・提案は 2 については、いずれの点においても、比較的一般的な提案に留	
		まっていたと評価された。	
	I		

#### ③ 提案内容の評価(価格点)

2者の提案者による提案価格につき評価を行ったところ、各グループの価格点は以下の通りとなりました。なお、村が設定する平成30年度における提案限度価格の上限内は20,000千円(税込)で、価格点は当該予定価格からの乖離幅により定量的に評価を行いました。

評価項目(配点)	提案者1	提案者 2
提案価格(単位:千円)	19,958	19,980
価格点(10点)	0.0	0.0

#### 4 総合評価

技術点および価格点を合計し、総合評価点を算出したところ、優先交渉権者は提案者1との結果となりました。

	提案者1	提案者 2
技術点(95点)	85	59
価格点(5点)	0.0	0.0
総合評価点	85.0	59.0

#### 4. 優先交渉権者の選定

審査の結果、優先交渉権者は以下の者が優先交渉権者として選定されました。

優先交渉権者: 株式会社 AsMama

#### 5. 優先交渉権者に対する付帯事項について

優先交渉権者の提案については、現場とICTとの両輪で取り組みを行う提案となっており、非常に実効性が高く、かつ意欲的な提案であるとして非常に高く評価されました。ただし、事業者選定委員会による付帯事項として、以下の点についての意見を示します。本事業の実施にあたっては、以下に十分に留意し、契約締結までの間に村と十分な協議を行ってください。

一部KPIの設定において、「アプリケーション内でのつながり」や「子育て世帯の約半数」という提案がありましたが、上記KPIについての前提等が不明であると考えられます。どのような前提に基づき、どのような状態となった場合にKPIの達成となるかが示される必要があります。

本事業の実施にあたって導入されるアプリケーションについては、他地域ですでにローンチ済みであるため、実行性は高いと考えられますが、その一方で、村の小規模なコミュニティで使用されることに対する十分な配慮がなされているかについて懸念があります。例えば、アプリケーション内でのコミュニケーションが不得意な住民の存在やアプリ利用者のフィルタリングにあたって、特定の人物

の排除がなされる懸念など、ソーシャルな問題に発展しないよう十分注意して本事業を実施してください。

本事業の実施にあたって得られるデータについては、一定の分析、レポーティング方法について提案がなされていますが、可能であれば、有識者等の意見を踏まえた分析等を行い、村が掲げる「子育て共助のまちづくり」に示唆を与える内容としてとりまとめを行い、村と共有することがより望ましいものと考えられます。

ニーズを随時反映させる「アジャイル型」の開発方式については、現場の意見を汲み取る方法として高く評価しますが、その一方で、アプリケーションのリリースにあたって不具合が頻発することも想定されます。上記にあたっては、アプリケーション利用者に対し、リリース時に上記開発方式に対する理解を得られるよう十分な説明を行うとともに、利用者からの不具合発見に対する十分な意見聴取の体制を構築することが求められます。また、本事業を通じ、当該アプリケーションを作り上げていくという認識について、アプリケーションユーザーを含めた関係者全員で共有・醸成していく環境づくりも必要であるものと考えられます。